

1. はじめに

令和6年6月に成立した子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、月一定時間までの利用可能枠の中で就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな制度として、「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」が創設された。

【R7.4.1 制度化⇒地域の実情に応じて任意で実施、R8.4.1 給付化⇒全ての自治体での実施が必須（全施設ではない）】

2. 制度の目的と事業概要

- 乳児等通園支援事業は、国の「こども未来戦略」に基づき、全てのこどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化することを目的に創設された。

児童にとって家庭とは異なる経験（集団生活等）を通じて、家族以外の人とかかわる機会をつくる。

孤立感や不安感を抱える保護者の負担感を軽減する。

保育者から児童の良いところや成長等を伝えられることで、児童と保護者の関係性をより深める。

- 0歳6か月～満3歳未満の児童に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、児童及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための保護者との面談並びに保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業である。

3. 令和7年度佐世保市乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の概要

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳
就労要件あり	保育所、認定こども園等 ※小学校就学まで						小学校 ※満6歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから
就労要件なし	こども誰でも通園制度（余裕活用型） ・市内在住、0歳6か月から満3歳未満 ・ひと月で最長10時間まで、1時間単位で利用可能			幼稚園、認定こども園 ※満3歳から小学校就学まで			

4. 実施内容

① 対象児童 市内在住で、保育所等に通っていない0歳6か月から満3歳未満の児童

② 実施場所 保育所、認定こども園 (21施設実施予定)

③ 利用可能時間 児童一人あたり月10時間まで

④ 保護者負担額 児童一人1時間あたり300円を保護者が実施施設に支払う

⑤ 委託料 右記【別表】の金額を佐世保市が実施施設に支払う

⑥ 運用開始時期 令和7年7月下旬

⑦ 実施方式 余裕活用型事業

…既存の職員配置・施設基準で在園児と合同（同じ部屋）で預かる方法で実施 ※預かる人数は配置基準内（参考）一般型事業

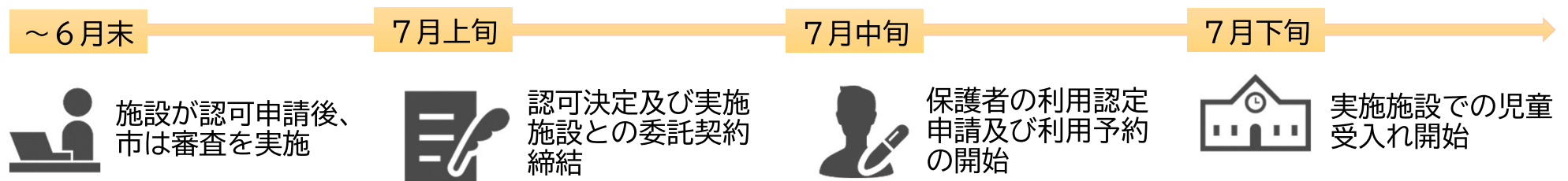
…専任職員を配置し、在園児と同じ部屋または専用室で預かる方法で実施

※利用可能時間や保護者負担額、委託料は国の基準に従い設定

【別表】

年齢	児童一人1時間あたり単価
0歳児	1,300円
1歳児	1,100円
2歳児	900円

5. 運用開始までのスケジュール（予定）



- ・ 広報させぼ、市ホームページ、フリーペーパーによる広報
- ・ 子育て応援アプリ「させぼっ子ナビ」によるプッシュ通知
- ・ 乳幼児健康診査等の際にチラシを配布